

エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却及び
電子機器利用設備の特別償却の償却限度額の計算に
関する付表 (措法42の5①、措法42の6①、
旧措法42の5①)

| 事業年度 | ・ | ・ | 法人名 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 特 別 償 却 の 種 類 1 | 42条の5第1項()号() 42条の6第1項 旧42条の5第1項()号() | 42条の5第1項()号() 42条の6第1項 旧42条の5第1項()号() | 42条の5第1項()号() 42条の6第1項 旧42条の5第1項()号() |
| 事 業 の 種 類 2 | | | |
| (機械・装置の耐用年数表の番号) 対 象 設 備 の 種 類 等 3 | () | () | () |
| 対 象 設 備 の 名 称 4 | | | |
| 設置した工場、事業所等の名称 5 | | | |
| 取 得 等 年 月 日 6 | 平 · · | 平 · · | 平 · · |
| 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日 7 | 平 · · | 平 · · | 平 · · |
| 購 入 先 8 | | | |
| 取 得 価 額 9 | 円 | 円 | 円 |
| 取得価額の合計額が20億円を超えることによる修正取得価額 10 | | | |
| 基 準 取 得 価 額 割 合 11 | <u>25、50、75又は100</u> 100 | <u>25、50、75又は100</u> 100 | <u>25、50、75又は100</u> 100 |
| 基 準 取 得 価 額 (9)又は(10) × (11) 12 | 円 | 円 | 円 |
| 特 別 償 却 率 13 | <u>15又は30</u> 100 | <u>15又は30</u> 100 | <u>15又は30</u> 100 |
| 特 別 償 却 限 度 額 (12) × (13) 14 | 円 | 円 | 円 |
| 償却・準備金方式の区分 15 | 償却・準備金 | 償却・準備金 | 償却・準備金 |
| 適用要件等 (指定告示名、告示番号) (別表番号、該当番号) 事業の用に供した対象設備 の仕様、性能、型式等 判定上参考となる事項 16 | () () | () () | () () |

中小企業者の判定

| 大 株 規 模 法 人 等 | 順位 | 大規模法人名 | | 株式数又は 出資金額 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------|----------------------------------------------|---------------|
| | | 1 | 23 | |
| 發行済株式の総数又は出資金額 17 | | | | |
| 常時使用する従業員の数 18 | 人 | | | |
| 大数規等 模の法保 人の割合 株合式 第1順位の株式数又は 出資金額 (23) 保有割合 $\frac{(19)}{(17)}$ 大規模法人合計の株式数 又は出資金額 (27) 保有割合 $\frac{(21)}{(17)}$ | 19 20 21 22 | % | | |
| | | | 24 25 26 計 $(23)+(24)+(25)+(26)$ | 27 |

特別償却の付表（一）の記載の仕方

- 1 この付表（一）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の5第1項《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却》若しくは第42条の6第1項《電子機器利用設備を取得した場合の特別償却》、平成12年改正前の租税特別措置法第42条の5第1項《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却》又は平成11年改正前の租税特別措置法第42条の5第1項《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、エネルギー需給構造改革推進設備等又は電子機器利用設備（以下「対象設備」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第42条の5第1項各号若しくは第42条の6第1項、平成12年改正前の措置法第42条の5第1項各号又は平成11年改正前の措置法第42条の5第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、()内には、それぞれの該当号等を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、対象設備を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象設備の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象設備の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象設備が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- なお、租税特別措置法施行規則第20条の3第1項に規定する電子計算機及び平成12年改正前の租税特別措置法施行規則第20条の3第1項第1号に規定する電子式金銭登録機（平成12年3月31日までに取得等をしたものに限ります。）については、法人税法施行令第133条又は第133条の2第1項の規定の適用を受けるものを除きます。
- 5 「対象設備の名称4」には、対象設備に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「取得価額9」には、対象設備の取得価額を記載します。
- ただし、その対象設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「取得価額の合計額が20億円を超えることによる修正取得価額10」には、対象設備が措置法第42条の5第1項第5号又は平成12年改正前の措置法第42条の5第1項第6号に該当し、一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合に、その一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額のうちに占めるその対象設備の取得価額の割合を20億円に乗じて計算した金額を記載します。
- 8 「基準取得価額割合11」の分子は、次の場合に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
- (1) 対象設備が措置法第42条の5第1項第5号（エネルギー等使用合理化生産設備）又は平成12年改正前の租税特別措置法施行令第27条の5第11項第2号

- （特定自動車排出基準適合車）若しくは平成12年改正前の措置法第42条の5第1項第6号（エネルギー等使用合理化生産設備）に該当する場合（上記7に該当する場合を除きます。）…「25」
- (2) 対象設備が平成12年改正前の措置法第42条の5第1項第3号イ（石油資源供給安定化設備）に該当する場合…「50」
- (3) 対象設備が措置法第42条の5第1項第1号ハ（電気・ガス需要平準化設備）若しくは第3号（電気供給・利用安定化設備）、平成12年改正前の措置法第42条の5第3号ロ（海外石油採掘鉱業権）若しくは第4号（電気供給・利用安定化設備）又は平成11年改正前の措置法第42条の5第1項第1号イ（エネルギー有効利用製造設備等）若しくは第2号ロ（その他の石油代替エネルギー利用設備等）に該当する場合…「75」
- (4) 上記(1)から(3)までの場合以外の場合…「100」
- 9 「特別償却率13」の分子は、対象設備が平成12年改正前の措置法第42条の5第1項第3号ロ（海外石油採掘鉱業権）に該当する場合には「15」を、それ以外の場合には「30」を○で囲みます。
- 10 「償却・準備金方式の区分15」は、その対象設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「事業の用に供した対象設備の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項16」には、事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等その資産が対象設備に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表等に掲げる仕様、性能、型式等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定める対象設備については、()内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当番号を、例えば「平4大蔵省告示第57号」、「別表一の1」のように記載します。
- なお、海外石油採掘鉱業権（平成12年改正前の措置法第42条の5①三ロ）については、油田の所在地国名、油田名、鉱区の名称及び通商産業大臣の認定年月日を記載します。
- 12 「中小企業者の判定」の各欄は、措置法第42条の5第1項第4号に掲げる中小企業者に該当する法人が同号に定める減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける場合又は同法第42条の6第1項に掲げる中小企業者に該当する法人が同項に規定する特定電子機器利用設備につき同項の規定の適用を受ける場合に、その減価償却資産又は特定電子機器利用設備を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。
- (1) 「保有割合20」が50%以上となる場合又は「保有割合22」が3分の2（66.666%）以上となる場合には、措置法第42条の5第1項第4号又は第42条の6第1項の規定の適用はありませんから注意してください。
- (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細23～26」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記載します。